

サービス付き高齢者向け住宅整備事業の概要

下線部は平成29年度予算における制度変更内容

事業イメージ

<要件>

「サービス付き高齢者向け住宅」として登録

- 高齢者住まい法に規定する「サービス付き高齢者向け住宅」として10年以上登録すること

その他の要件

- 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないように定められていること
- 入居者からの家賃等の徴収方法が、前払いによるものに限定されていないこと
- 事業に要する資金の調達が確実であること
- 市町村のまちづくり方針と整合していること
- 運営情報の提供を行うこと

<補助対象※1・補助率等>

住宅：

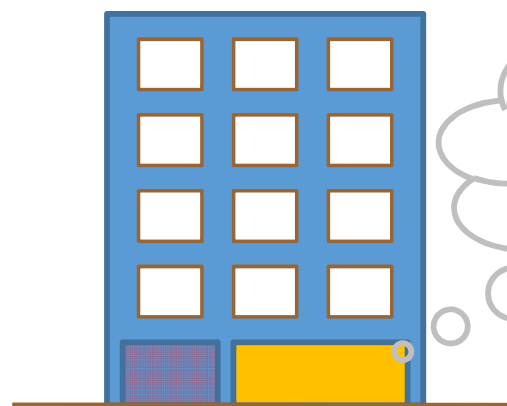
新築 1/10：上限 110万円／戸（床面積25㎡未満）
120万円／戸（床面積25㎡以上）
135万円／戸（床面積30㎡以上かつ一定の設備）

改修※2 1/3：上限 150万円／戸 等

高齢者生活支援施設※3：

新築 1/10：上限1,000万円／施設 等

改修 1/3：上限1,000万円／施設 等



○ 高齢者生活支援施設を合築・併設する場合は、当該施設の新築・改修費にも補助

※1 「事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美又は過大な設備」について、補助対象外とする。
家賃30万円／月以上の住戸を、補助対象外とする。

※2 住宅の改修は、共用部分及び加齢対応構造等（バリアフリー化）に係る工事、用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させるために必要となる構造・設備の改良に係る工事*に限る。
*…高齢者住まい法上必要となる住宅設備の設置 等

※3 高齢者生活支援施設の例： デイサービス、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、診療所、訪問看護事業所 等